

○東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療保険料減免取扱要綱

令和3年10月27日  
広域連合告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第4号）に定めるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱規程（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第9号）第7条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「財特法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の被災者に対して、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う条例第18条の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準及び減免額)

第2条 岡山県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、次の各号に掲げる基準に該当する場合に、別表第1に定める減免対象保険料について、当該各号に掲げる割合に従い減免することができる。

(1) 平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた者 災証明書に基づく次の区分による

損害程度	減免割合
全壊	全部
半壊（大規模半壊を含む。）	2分の1

ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するものについては、その減免割合を全部とする。

(2) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者 減免対象保険料の全部

(3) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者 減免対象保険料の全部

(4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その

減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除して得た額）が平成22年の当該収入額の10分の3以上である者で、平成22年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下である者（平成22年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超える者を除く。） 次の対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額

平成22年の総所得金額等	対象保険料額	減免割合
300万円以下であるとき	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した平成22年の総所得金額等に占める減少することが見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額	全部
300万円を超え400万円以下であるとき		10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき		10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき		10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき		10分の2

ただし、事業等の廃止や失業の場合には、平成22年の総所得金額等にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

- (5) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であり、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外の者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その行方が不明である者又は重篤な傷病を負った者 減免対象保険料の全部
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「特別措置法」という。）第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難若しくは退避を行っている者 減免対象保険料の全部
- (7) 特別措置法第20条第2項の規定による警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域（当該指示が解除された区域を含む。）に居住していたため、避難を行っている者 減免対象保険料の全部
- (8) 特定避難勧奨地点（東日本大震災の原子力発電所の事故発生後1年間に原子力災害現地対策本部長が定める積算線量を超えると推定される特定の地点をいう。）に居住していたため、避難を行っている者 減免対象保険料の全部
- (9) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（以下「避難指示区域等」という。）に居住していたため避難を行っている者及び旧緊急時避難準備区域並びに指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットス

ポット) (以下「旧緊急時避難準備区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

(10) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、(以下「帰還困難区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域並びに平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)(以下「旧緊急時避難準備区域等」という。)及び旧避難指示解除準備区域並びに平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)(以下「旧避難指示解除準備区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

(11) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、上位所得層を除く平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等及び平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(以下「旧避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者並びに平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(以下「旧避難指示解除準備区域」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

(12) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、上位所得層を除く前号に規定する旧避難指示区域等及び平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域(以下「旧避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者並びに平成28年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域(以下「旧居住制限区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

(13) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、上位所得層を除く前号に規定する旧避難指示区域等並びに平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(以下「旧避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

(14) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、上位所得層を除く前号に規定する旧避難指示区域等及び令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域、帰還困難区域(以下「旧居住制限区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

(15) 帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、上位所得層を除く前号に規定する旧避難指示区域等及び令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(以下「旧避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

(16) その他前各号に準ずる者として広域連合長が認めた者 それぞれ前各号に掲げる基準に準ずる基準

(減免事由が重複する場合)

第3条 第2条各号に掲げる減免の基準のうち複数の基準に該当する場合は、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

(減免の取消し)

第4条 保険料の減免を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正の行為により減免

を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

2 保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でない認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、東日本大震災により被災した被保険者に対する保険料の減免の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

号	対 象 被 保 険 者	減 免 対 象 保 険 料
(1)	第2条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する者	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額
(2)	第2条第1項第3号及び第5号に該当する者	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額。ただし、平成24年9月30日までの間において、その行方が明らかとなった場合は、平成23年3月分からその者の行方が明らかとなった日の属する月の前月分までに相当する額とする。
(3)	第2条第1項第6号に該当する者	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成25年3月分までに相当する額。ただし、平成23年4月22日に当該指示が解除された地域に住所を有していた者について、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成23年6月分までに相当する額とする。
(4)	第2条第1項第7号及び第8号に該当する者	平成22年度から平成25年度までの保険料額のうち、指示又は特定があった日の属する月分から平成26年3月分までに相当する額
(5)	第2条第1項第9号に該当する者	平成26年度の保険料額のうち、平成26年4月分から平成27年3月分までに相当する額。ただし、旧緊急時避難準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成25年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成26年4月分から平成26年9月分までに相当する額
(6)	第2条第1項第10号に該当する者	平成27年度の保険料額のうち、平成27年4月分から平成28年3月分までに相当する額。ただし、旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成26年（平成27年7月までの場合にあつては、平成25年）の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者について

		は、平成27年4月分から平成27年9月分までに相当する額
(7)	第2条第1項第11号に該当する者	平成28年度の保険料額のうち、平成28年4月分から平成29年3月分までに相当する額。ただし、旧避難指示解除準備区域に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成27年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成28年4月分から平成28年9月分までに相当する額
(8)	第2条第1項第12号に該当する者	平成29年度の保険料額のうち、平成29年4月分から平成30年3月分までに相当する額。ただし、旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成28年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯については、平成29年4月分から平成29年9月分までに相当する額
(9)	第2条第1項第13号に該当する者	平成30年度の保険料額のうち、平成30年4月分から平成31年3月分までに相当する額。ただし、旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成29年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の者
(10)	第2条第1項第13号に該当する者	平成31年度の保険料額のうち、平成31年4月分から令和2年3月分までに相当する額。ただし、旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成30年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の者
(11)	第2条第1項第14号に該当する者	令和2年度の保険料額のうち、令和2年4月分から令和3年3月分までに相当する額。ただし、旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、令和元年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超え

		る世帯に属する者については、令和2年4月分から令和2年9月分までに相当する額
(12)	第2条第1項第15号に該当する者	令和3年度の保険料額のうち、令和3年4月分から令和4年3月分までに相当する額。ただし、旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、令和2年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の者の保険料額